

立教大学研究活動における研究・調査データの保存等に関する基準

施行 2025年7月17日

(目的)

第 1 条 この基準は、保存又は開示する研究・調査データの内容、保存期間、保存方法、開示方法等について遵守すべき事項に対する指針等を示すことにより、適正な研究活動の実施を推進し、立教大学研究活動行動規範第 8 条 1 項に定める研究に関する不正行為をなさず、また加担しないという重要な意識風土を立教大学（以下「大学」という）及び大学で研究活動を行う全ての者（以下「研究者」という。）への涵養に資することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この基準において「研究記録」とは、研究活動において実施する実験・観察の経過、データ取得の際の条件、解析の要点、研究の過程での考察や着想等を書き留めたものをいう。
- 2 この基準において「研究データ」とは、研究活動において実施する実験・観察に伴い発生し、若しくは使用される資料又は試料のうち、研究成果発表の根拠等となったものをいう。
- 3 この基準において「資料」とは、文書（実験ノート・研究ノート等を含む。）、数値データ、画像等の研究資料をいう。
- 4 この基準において「試料」とは、実験試料、標本等の実験・観察の対象とする物質や生物をいう。
- 5 この基準において「部局長」とは、各学部、研究科、研究所等の各教育研究部局の長及び各事務部局の長をいう。
- 6 この基準において「電子データ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。

(研究者及び部局長の責務)

- 第 3 条 研究者は、研究活動において研究記録を作成し、また研究活動の一次情報記録として適切に保管するように努めなければならない。
- 2 研究者は、本学における研究活動により自らが作成又は取得した研究データを適切に管理・保存し、及び必要に応じて開示しなければならない。
- 3 研究者は、大学から転出し、又は退職した後も、第 1 項の努力を継続し、及び前項の責務を負う。
- 4 部局長は、研究者に対し、研究データの保存について、適切な教育及び指導を行わなければならない。
- 5 研究者は、部局長から受けた前項の教育及び指導を遵守しなければならない。

(研究記録)

第 4 条 研究記録の作成は、製本された帳面を用いて行うものとする。

- 2 研究記録の作成は、実施した研究活動について後日の検証に役立つよう十分な情報を記載し、また改変等の疑いの生じない客観性を備えるように行うものとする。
- 3 第 1 項にかかわらず、研究記録を電子データにより作成することを妨げない。なお、電子データにより作成する場合、研究者は前項に定める客観性の保持について、一層の注意を払うものとする。

(保存方法)

第 5 条 研究者は、研究データを、後日の検証が可能な形で保存するよう努めるものとする。

(保存期間)

第 6 条 研究者は、保存する研究データを、その種類に応じ、それぞれ次の当該各号に定める期間保存する。

- (1) 資料 10年
- (2) 試料 5年
- 2 保存期間の起算日は、研究成果発表が行われた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日とする。
- 3 前 2 項にかかわらず、研究データが次の各号のいずれかに該当する場合、研究データを保管すべき期間は、それぞれ次の当該各号に定める期間とする。
 - (1) 保存が不可能又は著しく困難である場合 各研究分野の特性に応じた合理的な期間
 - (2) 保存のための支出、場所等が膨大になる場合 各研究分野の特性に応じた合理的な期間
 - (3) 研究分野による研究活動の特性等により、保存が難しい場合 各研究分野の特性に応じた合理的な期間
 - (4) 当該研究データに関して権利を有する第三者との契約等において保存期間について定めがある場合 契約等において定める期間
 - (5) 当該研究データの保存に関して適用のある法令等に異なる定めがある場合 当該法令等において定める期間

(転出等の取扱い)

第 7 条 部局長は、研究者が転出し、又は退職する場合、転出時の部局において後日の検証が発生した場合に対応するため、適切な措置を講じるものとする。

- 2 部局長は、改組等により研究データの保管部局を変更する必要がある場合、関係部局で協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(開示)

第 8 条 研究者は、論文等の形で発表した研究成果について、調査委員会等からの求めに応じ、研究活動の適正性について科学的根拠をもって説明するとともに、必要に応

じ，研究データ等を開示しなければならない。

- 2 転出した研究者に関する他の研究機関等が実施する調査への協力を求められたときは，必要に応じ，部局において保管する研究データを開示するものとする。配分機関等及び文部科学省から調査を求められたときも同様とする。

(改廃)

第 9 条 この基準の改廃は，部長会の議を経て，総長が行う。

附則

この基準は，2025年7月17日から施行する。